会 社 名 株式会社 カ ワ サ キ 代表者名 代表取締役社長 川崎 治 (コード番号 3045 東証第二部) 問合せ先 管理部部長 堀田 義行 (TEL 072-439-8011)

## 親会社及びその他の関係会社の異動、支配株主等に関する事項について

平成27年10月21日付で、当社の親会社であった株式会社KWS(以下「KWS」といいます。)が、下記のとおり当社の親会社からその他の関係会社に異動することとなりました。また、当社のその他の関係会社であるKWSについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

#### 1. 親会社及びその他の関係会社の異動

#### (1) 異動が生じた経緯

当社は、平成27年10月20日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日開催の取締役会で会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の買い付けを実施いたしました。

本自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において、当社の親会社であるKWSからその保有する当社株式の一部を買い受けることとなったため、KWSは当社の親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなります。

#### (2) 株式会社KWSの概要

(平成27年10月21日現在)

(1)名 称	株式会社KWS		
(2) 所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目6番43号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 治		
(4) 事業の内容	資産管理		
(5) 資本金	3,000 千円		
(6) 設立年月日	平成 22 年 1 月 12 日		
(7) 純資産	48,124 千円		
(8) 総資産	1,190,812 千円		
(9) 大株主及び持株比率	川崎 治 100.0%		
	① 資本関係 議決権所有割合 46.54%(平成27年10月21日現在)		
(10) 上場会社と当該会社	② 人的関係 当社の代表取締役社長が株式会社KWSの代表取締役社		
の関係	長を兼務しております。		
	③ 取引関係 該当事項はありません。		

#### (3) 異動前後における株式会社KWSの所有する議決権の数及び議決権所有割合

(平成27年10月21日現在)

	属性	議決権所有割合(%)			大株主順位
	馬往	直接所有分	合算対象分	計	八杯土順江
異動前	親会社	48.06	1.81	49.87	第1位
異動後	その他の 関係会社	46. 54	0. 07	46. 60	第1位

#### (4) 異動年月日

平成 27 年 10 月 21 日

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等 該当事項はありません。

## (6) 今後の見通し

当該異動による業績への影響はありません。

#### 2. 支配株主等に関する事項

(1) 親会社、支配株主 (親会社を除く。) 又はその他の関係会社の商号等

(平成27年10月21日)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場され
		直接所有分	合算対象分	計	ている金融商品取引所等
株式会社KWS	その他の 関係会社	46. 54	0. 07	46. 60	_

# (2) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社KWSは、資産管理を主な事業としており、企業グループにおける本部機能としての活動はしておりません。また、KWSは当社との直接の取引関係はなく、事業上の制約、リスク及びメリット等もありません。

また、事業活動を行う上での承認事項など親会社等からの制約もなく、当社は親会社等からの一定の独立性が確保されていると考えております。今後も引き続き親会社等からの独立性を確保していく所存です。

#### (役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグ ループ企業での役職	就任理由	
代表取締役社長 川崎 治	(その他の関係会社) 株式会社KWS 代表取締役社長	株式会社KWSの創業者であるため		
	(子会社) オーアンドケイ株式会社 代表取締役社長	経営体制強化のため		

- (3) 支配株主等との取引に関する事項 平成27年8月期は、該当事項はありません。
- (4) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針として、原則、代表取締役及び取締役との取引を行わないこととしているほか、代表取締役及び取締役との取引が発生した場合は、社内意思決定手続きには当事者は決議に加わらないこととしております。このほか、取締役の職務の執行にあたり、取締役が相互に監視・監督するほか、監査役による監査を行っております。

(5) 親会社等の将来的な企業グループにおける位置づけその他親会社等との関係 将来的な企業グループにおける位置づけその他親会社等との関係に変更の予定はありません。

以上